

平成 25 年 4 月 1 日制定
平成 26 年 4 月 1 日改定
平成 27 年 10 月 1 日改定
平成 31 年 4 月 1 日改定

株式会社愛媛建築住宅センター 耐震評定業務手数料規程

(趣旨)

第 1 条 本規程は、株式会社愛媛建築住宅センター(以下「センター」という。)が定めた耐震評定業務規程(以下「業務規程」という。)第 15 条に基づき、センターが実施する耐震評定業務に係る手数料に関し、必要な事項を定めるものである。

(評定手数料)

第 2 条 センターは、業務規程第 7 条第 2 項に基づいて評定の依頼を引き受けたときは、評定手数料として、1 棟(構造上別棟とみなされる場合はそれぞれ棟ごと)につき、依頼に係る建築物、建築物の部分(以下「建築物等」という。)の延べ面積に応じて、下の表 I、II に掲げる額の評定手数料の請求書を依頼者に対して発行する。

依頼書に記載された評定内容に誤りがあり、手数料に変更が生じた場合、該当金額の請求または、払戻をする。

I 基準手数料

通常の評定業務の手数料(以下「基準手数料」という。)は、下表による。この表に記載されていない工作物、特定天井、特殊な構造の建築物等の手数料は、別途見積による。

延面積 (m ²)	評定の 種類	(1)		(2)		(3)	(4)	(5)
		RC 造, 壁式 RC 造で 2 次診断		RC 造, 壁式 RC 造で 3 次診断, S 造, CB 造, SRC 造, 体育館, 混構造 (注 2, 注 3)		木造在来構法 (精密診断法 2 によるもの) (注 4)	構造図の復元 (追加金額, 木造は追加金額不要) (注 5)	
		(低強度 CON 以外) (注 1)	(低強度 CON) (注 1)					
		金額	金額	金額	金額	金額		
A < 500	診断	150,000	150,000	210,000	240,000	45,000		
	改修	150,000	210,000	210,000	240,000	15,000		
	総合	240,000	290,000	340,000	380,000	48,000		
500 ≤ A < 1,000	診断	180,000	180,000	250,000	290,000	54,000		
	改修	180,000	250,000	250,000	290,000	18,000		
	総合	290,000	340,000	400,000	460,000	58,000		
1,000 ≤ A < 1,500	診断	210,000	210,000	290,000	340,000	63,000		
	改修	210,000	290,000	290,000	340,000	21,000		
	総合	340,000	400,000	460,000	540,000	67,000		
1,500 ≤ A < 2,000	診断	230,000	230,000	320,000	370,000	69,000		
	改修	230,000	320,000	320,000	370,000	23,000		
	総合	370,000	440,000	510,000	590,000	74,000		
2,000 ≤ A < 2,500	診断	250,000	250,000	350,000	400,000	75,000		
	改修	250,000	350,000	350,000	400,000	25,000		
	総合	400,000	480,000	560,000	640,000	80,000		
2,500	診断	270,000	270,000	380,000	430,000	81,000		

≦A< 3,000	改修	270,000	380,000	380,000	430,000	27,000
	総合	430,000	520,000	610,000	690,000	86,000
3,000	診断	300,000	300,000	420,000	480,000	90,000
≦A< 5,000	改修	300,000	420,000	420,000	480,000	30,000
	総合	480,000	580,000	670,000	770,000	96,000
5,000	診断	360,000	360,000	500,000	580,000	108,000
≦A< 10,000	改修	360,000	500,000	500,000	580,000	36,000
	総合	580,000	690,000	800,000	930,000	115,000
10,000	診断	400,000	400,000	560,000	640,000	120,000
≦A< 20,000	改修	400,000	560,000	560,000	640,000	40,000
	総合	640,000	770,000	900,000	1,020,000	128,000
20,000	診断	530,000	530,000	740,000	850,000	159,000
≦A< 50,000	改修	530,000	740,000	740,000	850,000	53,000
	総合	850,000	1,020,000	1,180,000	1,360,000	170,000

(注1)「低強度 CON」とは、推定強度 13.5N/mm² 未満の階が、含まれているものをいう。

(注2)「RC造3次診断」とは、一部の階を3次診断で評価している場合を含む。なお、この場合は「低強度 CON」が含まれているものも、手数料は同額とする。

(注3)「混構造」には、一部分が混構造となっているものを含む。

(注4)「木造在来工法(精密診断法2によるもの)」とは、保有水平耐力計算によるものとする。

(注5)「構造図の復元」の評定は、耐震診断の評定に含めて実施する。(図面復元を独立した評定とするのではなく、手数料のみを追加する。なお、木造は、構造図復元のための手数料の追加は不要とする。)

(税別 単位:円)

II 特殊な場合の手数料

1 評定委員会における審議が2回で結審しない場合は、1回ごとに当初の「基準手数料」の1/2を追加する。

2 設計変更等による再評定の場合は、基準手数料の半額とする。ただし、変更が大規模で、変更後の建築物等が新規物件同様のものとみなされる場合は、基準評定手数料と同額とする。

3 評定書等の再発行手数料は、10,000円とする。

(納入の方法)

第4条 依頼者は、前2条に係る手数料を指定期日までにセンターの指定する金融機関へ振り込みにより納入することとし、これに要する費用は、依頼者の負担とする。ただし、依頼者の要望によりセンターが認める場合は、別の納入方法によることができる。